

第1号様式の2（第6条関係）

上越市地方就職支援金支給申請書（移転費）

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市地方就職支援金の支給を申請します。

1 申請者

フリガナ			性 別		
氏 名			生年月日	年 月 日	
住 所	〒		電話番号		
メールアドレス					
大 学 ・ 学 部					
支 援 金 振 込 先 （申請者名義）	金 融 機 関 名				支 店 名
	口 座 番 号				口座種別
	（フリガナ） 口 座 名 義 人				

2 勤務先企業

勤務先	企 業 名		
	所 在 地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移転元住所（東京圏）	移転先住所	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する□にレ点を記入してください。）

A. 上越市に元からある（異動させていない）※ ²	☐
B. 他地域から新たに移住してきた（異動させた）※ ²	☐

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（各項目の該当する□にレ点を記入してください。）

確認項目	確認欄	
支援金支給に関する審査のため 課の職員が住民基本台帳を閲覧することを承諾します。	はい ☐	いいえ ☐
上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約 (1) 支援金を暴力団の活動に使用しません。 (2) 支援金の支給により暴力団に対し利益を供与することはありません。 (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、支援金の支給の決定を取り消され、又は支給を受けた支援金を返還することを承諾します。	はい ☐	いいえ ☐
支援金の支給申請に関する誓約 1 上越市地方就職支援金支給要綱（以下「要綱」という。）に関する第7条の規定に基づき、当該事業報告及び立入調査について、新潟県及び上越市から調査を求められた場合には、それに応じます。 2 次の場合には、要綱第8条の規定に基づき、速やかに上越市に報告し、支援金の全額又は半額を返還します。 (1) 虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合 全額 (2) 在学中に交通費を申請する場合で、支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先に就業を行わなかったとき 全額 (3) 在学中に交通費を申請する場合で、支援金の申請日から1年以内に本市に居住しなかったとき（申請時に既に本市に住所がある場合を除く。） 全額 (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。） 全額 (5) 本市への転入日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さずに転出していた人については、要件を満たす就業先への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日から3年未満に本市から転出した場合） 全額 (6) 本市への転入日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さずに転出していた人については、要件を満たす就業先への就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合） 半額	はい ☐	いいえ ☐
申請日から5年以上継続して、本市に居住する意思があります。	はい ☐	いいえ ☐
国、県、市町村その他公的支援機関等から、要綱と趣旨を同じくする補助金等の交付を受けていません。	はい ☐	いいえ ☐
地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い 新潟県及び上越市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。 また、新潟県及び上越市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認をする場合があります。	同意する ☐	同意しない ☐

6 添付書類

- ☐ 身分証明書の写し（写真付きのものに限る。）
- ☐ 就業（内定）証明書（第2号様式）
- ☐ 在学証明書又は卒業若しくは修了証明書
- ☐ 移転費の支払を確認することができる書類の写し
- ☐ 移住元の住所を確認することができる書類の写し
- ☐ 支援金の振込先を確認することができる書類の写し